

平成 26 年 12 月 24 日  
総 務 省  
公害等調整委員会  
消 防 庁

## 管理職への任用状況等に関する公表について（平成 26 年度）

今般、内閣官房内閣人事局が、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 61 条の 5 第 1 項及び幹部職員の任用等に関する政令（平成 26 年政令第 191 号）第 9 条並びに採用昇任等基本方針（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）に基づき、管理職（ ）への任用状況等の公表を行いました。

本資料においては、総務省分について公表を行うものです。

（ ）本調査において、「管理職（管理職員）」とは、本府省内部部局、外局の内部部局、内閣府北方対策本部、内閣府国際平和協力本部に属する官職であって、職制上の段階が「室長級」又は「課長級」の官職を占める職員をいいます。

（参考）

国家公務員法（昭和二十二年十月二十一日法律第百二十号）【抄】

（管理職への任用に関する運用の管理）

第六十一条の五

任命権者は、政令で定めるところにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、管理職への任用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

幹部職員の任用等に関する政令（平成二十六年五月二十九日政令第百九十一号）【抄】

（管理職への任用の状況の報告）

第九条

法第六十一条の五第一項の規定による定期的な報告は、内閣総理大臣が定める事項について、毎年一回行うものとする。

2 任命権者は、内閣総理大臣から管理職への任用の状況に関し法第六十一条の五第一項の規定により報告の求めがあったときは、内閣総理大臣が定める事項を報告するものとする。

採用昇任等基本方針の変更について（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）【抄】

7 その他職員の採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するために必要な事項

(3) 政府全体としての適切な運用の確保等

本方針の適切な運用を確保するため、任命権者は、毎年、内閣総理大臣が定めるところにより任用の状況について公表するとともに、内閣総理大臣に対する報告を行う。内閣総理大臣は、これを取りまとめ、国民に分かりやすい形で公表する。あわせて、内閣総理大臣は、幹部職員人事の一元管理、管理職員の任用に関する運用の管理、幹部候補育成課程の実施等のため、必要に応じ人事院とも連携して、任用に関する調査を行う。

連絡先

大臣官房秘書課

担当：高岡人事専門職

電 話（03）5253-5076（直通）

F A X（03）5253-5079

管理職への任用状況等について(平成26年度)

1. 管理職への任用に関する状況(平成26年10月1日時点)

(1) 管理職員数及び割合

試験区分		種試験等		種試験等		種試験等		その他		合計	
			うち女性		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性
室長級	人数(人)	81	4	30	0	32	0	15	0	158	4
	割合	51.3%	4.9%	19.0%	0.0%	20.3%	0.0%	9.5%	0.0%	100%	2.5%
課長級	人数(人)	105	1	4	0	1	0	3	0	113	1
	割合	92.9%	1.0%	3.5%	0.0%	0.9%	0.0%	2.7%	0.0%	100%	0.9%

(注)1 「管理職(管理職員)」とは、本府省内部部局、外局の内部部局、内閣府北方対策本部、内閣府国際平和協力本部に属する官職であって、職制の段階が「室長級」又は「課長級」の官職を占める職員をいう。専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員については対象外。

2 「種職員等」とは、国家公務員採用種試験、その他種試験に準ずる試験をいう。

3 「種職員等」とは、国家公務員採用種試験、法務教官採用試験、外務専門職採用試験、国税専門官採用試験、労働基準監督官採用試験、その他種試験に準ずる試験をいう。

4 「種職員等」とは、国家公務員採用種試験、皇居護衛官採用試験、刑務官採用試験、入国警備官採用試験、その他種試験に準ずる試験をいう。

5 「その他」とは、選考採用者などをいう。

6 女性の割合は、採用試験別の人数に対する割合を表す。

(2) 管理職員の府省間人事交流の実施状況

	採用府省以外の府省での勤務者数			採用府省以外の府省からの勤務者数		
	室長級	課長級	合計	室長級	課長級	合計
合計(人)	29	69	98	7	12	19

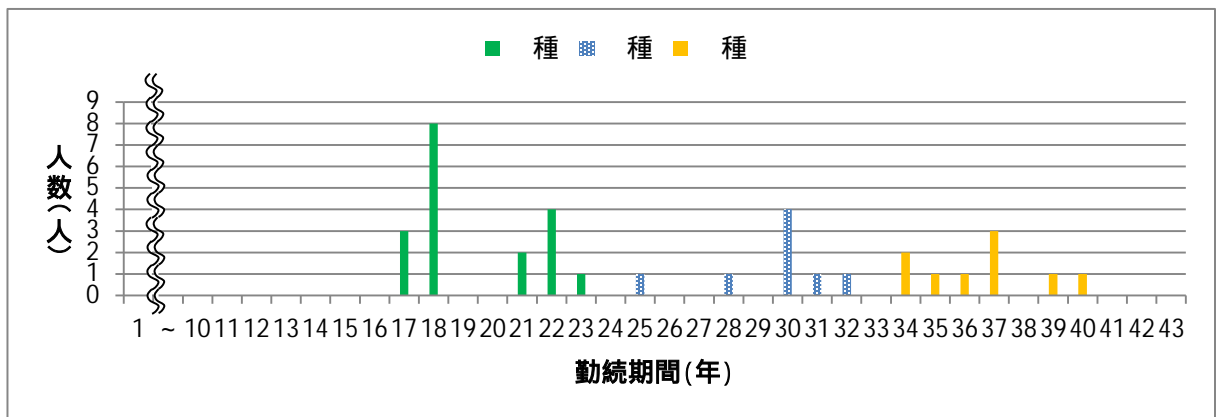
2. 本府省管理職に初めて任用された者についての状況(平成25年10月2日～平成26年10月1日)

(1) 本府省管理職に初めて任用された職員の採用試験の種類及び勤続年数

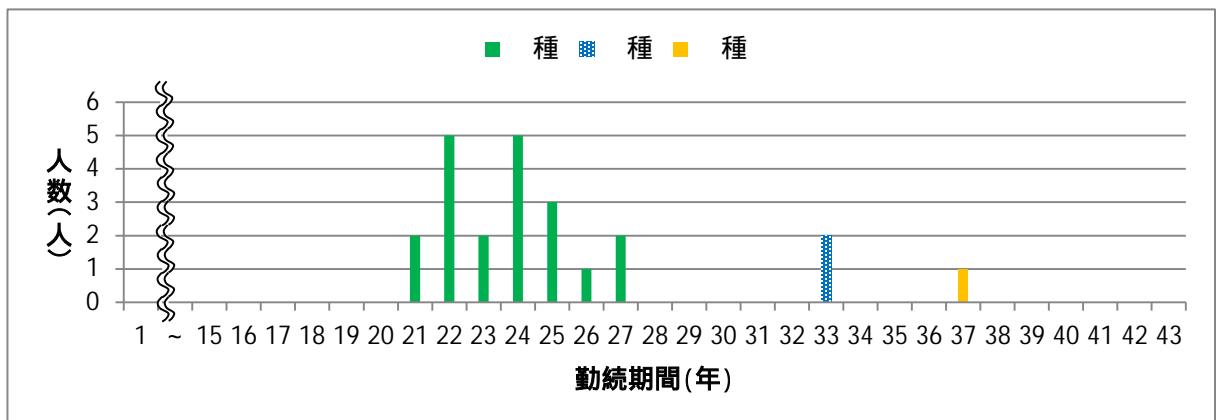
イ 本府省室長級又は課長級の官職に任用されたことのない職員のうち、初めて本府省室長級又は課長級の官職に任用された職員数及び割合

試験区分		種試験等		種試験等		種試験等		その他		合計	
		人数(人)	うち女性	人数(人)	うち女性	人数(人)	うち女性	人数(人)	うち女性	人数(人)	うち女性
室長級	人数(人)	18	1	8	0	9	0	7	0	42	1
	割合	42.9%	5.6%	19.0%	0.0%	21.4%	0.0%	16.7%	0.0%	100%	2.4%
課長級	人数(人)	20	1	2	0	1	0	1	0	24	1
	割合	83.3%	5.0%	8.3%	0.0%	4.2%	0.0%	4.2%	0.0%	100%	4.2%

ロ 本府省室長級の官職に初めて任用された職員についての採用から当該任用までに要した勤続年数



ハ 本府省課長級の官職に初めて任用された職員についての採用から当該任用までに要した勤続年数



(2) 本府省室長級又は課長級の官職に初めて任用された職員の出向経験  
(単位:人)

出向回数	0回	1回	2回以上
室長級	7	5	30
課長級	2	1	21

(注) 「出向」には、他府省、在外公館、地方公共団体、民間企業等が含まれる。

3. これまでの慣行にとらわれない人事運用を行った取組例(平成25年10月2日～平成26年10月1日)

・多様な勤務機会付与の観点から、地方支分部局で採用された若手職員については、原則として採用2～3年目のうちに本省内部部局の業務を経験させるよう、人事管理を行っている。  
・二段階上位の職制上の段階に属する官職へ昇任させた(官房総務課長から、官房地域力創造審議官へ昇任させた)。

4. 採用(選考を含む)の状況(平成25年10月2日～平成26年10月1日)

(1) 採用職員数

(単位:人)

総数	うち女性
166	43

(2) 選考によって新たに採用した者のうち、公募手続を経て採用した者の状況

(単位:人)

選考によって新たに採用した者			
	うち女性	うち公募手続を経て採用した者	
	(割合)	(割合)	うち女性(割合)
11	5 (45.5%)	10 (90.9%)	5 (50.0%)

(注) 「選考によって新たに採用をした者」とは、一般職の常勤職員に係る選考採用のうち、特別職・地方公共団体・独立行政法人等からの選考採用、かつて職員であった者の選考採用又は人事交流の一環として行われる選考採用を除いたものをいう。

(3) 選考採用者のうち公募手続を経ずに採用した者について、公募手続を行わなかった具体的理由

現職の地方公務員を対象とした選考採用を行ったため、各都道府県に推薦を依頼し公募を行わなかった。

(4) 職位ごとの選考によって新たに採用した者の人数

(単位:人)

幹部職(相当職含む)		管理職(相当職含む)		課長補佐(相当職含む)		係長(相当職含む)以下	
	うち女性		うち女性		うち女性		うち女性
0	0	0	0	4	1	7	4

(5) 選考採用により管理職以上を採用した事例

該当なし